

理美けんぽ通信

2017
秋号
No.14

《TOPICS》

- ▶▶▶ 各種サービス開始のご案内
- ▶▶▶ インフルエンザ予防接種の受付開始！
- ▶▶▶ 被扶養者資格調査（検認）にご協力ください！
- ▶▶▶ 平成28年度 決算報告



インフォメーション

▶各種サービス開始のご案内

- ①インフルエンザ予防接種事業
- ②家庭常備薬等の特価案内
- ③オーラルケアグッズ等の特価案内
- ④スポーツクラブ ルネサンス秋キャンペーンのお知らせ

▶制度改正のご案内

- ・70歳以上の方の高額療養費制度が改正されました

▶理美けんぽからのお願い

- ・「特定健診」の受診はお早めに！
- ・「特定保健指導」をご活用ください！
- ・ご存知ですか？メンタルヘルス支援サービス
- ・整骨院・接骨院の正しいかかり方
- ・被扶養者の皆さまへ「被扶養者資格調査（検認）」にご協力ください！
- ・ジェネリック医薬品の検索・試算サイトをご活用ください

▶平成28年度 決算報告

▶事業報告・その他

- ・健康診断について
- ・給付状況について
- ・健康増進の取り組みについて

インフォメーション

各種サービス開始のご案内

理美けんぽでは、下記3サービスおよびキャンペーンを開始しました。

①インフルエンザ予防接種事業

9月からインフルエンザ予防接種の申込受付が開始されました。

本人のみならず、家族、勤務先関係者など身近な人への感染・重症化予防や医療費負担の軽減にもつながります。是非、積極的にご活用ください。

【実施概要】

- ▶ **対象者**：被保険者・被扶養者
- ▶ **期間**：申込受付開始：平成29年9月1日～
実施期間：平成29年10月1日～平成30年3月末日
- ▶ **実施方法**：指定医療機関または集合会場での接種
- ▶ **自己負担額**：3,890円（税込）以下

*利用方法等の詳細は、理美けんぽホームページ
(<http://www.ribi-kenpo.com/influenza.html>) よりご確認ください。

②家庭常備薬等の特価案内

今年度も家庭用常備薬等の特価案内を実施いたします。

お求めやすい低価格となっておりますので、是非ご活用ください。

| | |
|------|---|
| 申込方法 | 添付いたしました商品一覧から希望する商品を選び、専用申込書（またはWEB）にてお申込みください。 ※代金は振込用紙（商品同封）にてお支払いください。 |
| 申込時期 | 平成29年10月1日～12月15日 |

③オーラルケアグッズ等の特価案内

日常生活で最も身近な保健活動である歯磨き・口腔ケアグッズ（オーラルケアグッズ）等の特価案内を実施いたします。お求めやすい価格となっておりますので、是非ご活用ください。

| | |
|------|---|
| 申込方法 | 添付いたしましたご案内から希望する商品を選び、専用の申込書にてお申込みください。 ※代金は振込用紙（商品同封）にてお支払いください。 |
| 申込時期 | 平成29年10月1日～12月末日 |

④スポーツクラブ ルネサンス秋キャンペーンのお知らせ

ご好評いただいていますスポーツクラブ優待利用サービス（ルネサンス）では、**秋キャンペーン（平成29年10月1日～12月24日）**を実施しています。

おトクにスタートできるキャンペーンですので、是非この機会にご利用ください。
詳細は別添チラシをご覧ください。

制度改正のご案内

▶ 70歳以上の方の高額療養費制度が改正されました

世代間の負担の公平性や能力に応じた費用負担とするため、70歳以上の方の高額療養費における自己負担額が見直されました。

（平成29年7月診療分まで）

| 所得区分 | 1ヶ月の自己負担限度額 | |
|----------------------------------|-------------|---|
| | 外来（個人ごと） | 外来・入院（世帯ごと） |
| 現役並み所得 （標準報酬月額28万円以上） | 44,400円 | 80,100円＋（総医療費－267,000円）×1% （多数該当44,400円） |
| 一般 （標準報酬月額26万円以下） | 12,000円 | 44,400円 |
| 低所得者Ⅱ （住民税非課税世帯） | 8,000円 | 24,600円 |
| 低所得者Ⅰ （住民税非課税世帯・年金収入80万円以下など） | | 15,000円 |



（平成29年8月診療分から）

| 所得区分 | 1ヶ月の自己負担限度額 | |
|----------------------------------|----------------------------------|---|
| | 外来（個人ごと） | 外来・入院（世帯ごと） |
| 現役並み所得 （標準報酬月額28万円以上） | 57,600円 | 80,100円＋（総医療費－267,000円）×1% （多数該当44,400円） |
| 一般 （標準報酬月額26万円以下） | 14,000円 （年間上限144,000円） | 57,600円 （多数該当44,400円） |
| 低所得者Ⅱ （住民税非課税世帯） | 8,000円 | 24,600円 |
| 低所得者Ⅰ （住民税非課税世帯・年金収入80万円以下など） | | 15,000円 |

▶ 「特定健診」の受診はお早めに！

特定健診の受診期限は 平成30年3月31日 です。

生活習慣病の早期発見には、自覚症状がなくても定期的に受診することが大切です。対象の方には特定健診の受診カードをお送りしていますので、是非この機会に「特定健診」をご活用ください。(受診費用は無料です)

* 特定健診とは？

「特定健診」とは、40歳以上74歳以下のご家族（被扶養者）を対象に行う、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した生活習慣病予防のための健診です。

▶ 「特定保健指導」をご活用ください！

理美けんぽでは、年々増加している糖尿病や高血圧、高脂血症等の生活習慣病予防の取り組みとして特定保健指導を実施しています。

特定保健指導とは、健診結果の数値等が一定のレベルを超える被保険者・被扶養者の方に対して専門家がアドバイスや相談を行う生活習慣改善プログラムです。

該当する方には、申込書類をお送りしていますので、是非積極的にご活用ください。(受診費用は無料です)

▶ ご存知ですか？メンタルヘルス支援サービス

メンタルヘルス支援サービスは、うつ病等のメンタルヘルス疾患の未然予防策として活用いただける身近な相談サービスです。

本人・家族のみならず人事担当者の方もご相談いただけます。些細なことでも是非ご相談いただき、メンタルヘルス疾患の予防につなげていただければ幸いです。詳細は別添のチラシをご覧ください。

▶ 適正受診へのご協力をお願いします

昨今、同じ傷病で同時期に複数の医療機関を受診する「はしご受診」や、急病でもないのに深夜・休日に受診する「コンビニ受診」といった受診が問題となっています。これらの受診は、受診者本人・理美けんぽの双方の医療費負担増も去ることながら、本来医療を必要としている人の受診の妨げともなります。

適正な受診にご協力のほどお願いいたします。

▶ ジェネリック医薬品の検索・試算サイトをご活用ください

医療機関や調剤薬局でお薬代が高いと感じたことはありませんか。そんなときはジェネリック医薬品へ切り替えられるか薬剤師にご相談ください。ケースによって薬代を大幅に節約できる場合があります。

理美けんぽでは、ジェネリック医薬品の利用促進の一環として、ジェネリック医薬品の検索・試算サイトをご案内しています。加入者皆様には、サイト活用により薬代負担の軽減と医療費抑制につなげていただければと思います。詳しくは、理美けんぽホームページをご覧ください。

▶ 整骨院・接骨院の正しいかかり方

整骨院・接骨院での治療（施術）は、急性・外傷性の傷病（業務上・通勤途上の災害を除く）に限り健康保険が使えます。正しいかかり方を理解され、適正な受診をされますようご協力お願いいたします。

○健康保険が使える場合

- 骨折・不全骨折・脱ぎゅう（ただし、応急手当以外は医師の同意が必要です）
- 捻挫・打撲・挫傷（肉離れ等）（病院と重複受診しての使用は不可）

×健康保険が使えない場合

- 日常生活や加齢からくる疲れ・肩こり・腰痛等
- スポーツなどによる肉體疲労・筋肉痛改善のためのマッサージや温冷あん治療
- 過去の交通事故等による頸部・腰部など疼痛
- 脳疾患後遺症等の慢性病のリハビリやリウマチ・関節炎等の神経性疼痛
- 病院・医院等で医師の治療を受けながら、同一疾病について同時に接骨院・整骨院で治療を受けること
- 医師の同意がない骨折・不全骨折・脱ぎゅう

《ご注意ください》

整骨院・接骨院による健康保険の対象とならない施術の請求や架空請求・水増し請求といった不適切な請求が一部見受けられます。

理美けんぽでは、皆様に納めていただいている大切な保険料を正しく使うために、施術日や施術内容等について電話や文書で照会させていただくことがあります。柔道整復師にかかったときは、負傷部位、施術内容、施術年月日の記録、領収書等を保管し、照会がありましたら、ご自身で回答できるようご協力をお願いいたします。

なお、照会の時期は手続き上、施術日から数ヵ月後となります。

▶「被扶養者資格調査（検認）」にご協力ください！

理美けんぽでは、今年度も「被扶養者資格調査（検認）」を実施いたします。

これは、保険料負担のないご家族の方（被扶養者）が引き続き扶養の条件（家族関係や収入等）を満たされているかを確認する調査で、平成28年度の同調査では、対象者6,017名のうち約4%（275名）が扶養の要件を満たしていないことが判明しました。大変お手数をおかけしますが、健全な健康保険組合運営のため、ご理解・ご協力のほどお願いいたします。

*詳細については、別途ご案内いたします。

平成28年度 決算報告

平成28年度事業報告および収入支出決算が、先の組合会において承認されましたので、ご報告いたします。

▶ 収支報告

平成28年度は、被保険者数・平均給与額等の増加により、健康保険料収入が48億円（前年度比1億5,000万円増）と、高い伸びを示しました。

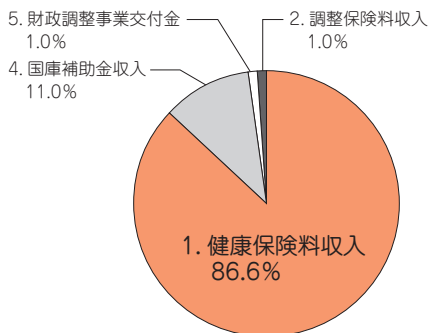
一方で、納付金による支出が対前年度比で1億8,000万円の減少となり、収支バランスに若干の改善が見られたものの、依然として厳しい運営が求められている状況です。当組合では、一層の医療費適正化を推進し、組合財政の健全化を図ってまいります。組合員皆様には、ご理解・ご協力を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

一般勘定

○収入

単位：千円

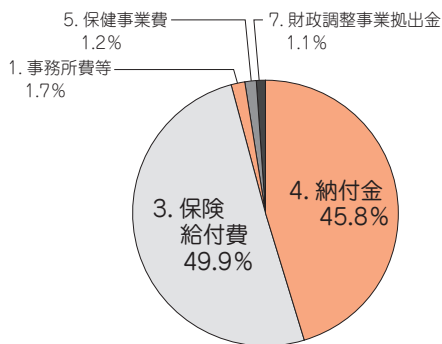
| 科目 | 28年度決算額 |
|--------------|-----------|
| 1. 健康保険料収入 | 4,801,054 |
| 2. 調整保険料収入 | 55,845 |
| 3. 繰入金 | 240 |
| 4. 国庫補助金収入 | 612,764 |
| 5. 財政調整事業交付金 | 59,584 |
| 6. 雑収入 | 9,115 |
| 収入合計 | 5,538,602 |



○支出

単位：千円

| 科目 | 28年度決算額 |
|--------------|-----------|
| 1. 事務所費 | 88,112 |
| 2. 組合会費 | 564 |
| 3. 保険給付費 | 2,518,609 |
| 4. 納付金 | 2,311,368 |
| 5. 保健事業費 | 60,355 |
| 6. 営繕費 | 2,113 |
| 7. 財政調整事業拠出金 | 55,813 |
| 8. 連合会費 | 3,873 |
| 9. 積立金 | 1,540 |
| 10. 雑支出 | 99 |
| 支出合計 | 5,042,446 |



※主な用語の解説※

収入

- ・健康保険料収入
被保険者・事業主の皆様から納めていただいた健康保険の保険料です。
- ・繰入金
収入の不足を補うため、積立金から繰入れるものをいいます。
- ・財政調整事業交付金
健保組合の財政事情を踏まえ、健保組合の連合組織である健康保険組合連合会から交付される交付金をいいます。

支出

- ・保険給付費
加入者（被保険者・被扶養者）皆様の病気、ケガ、出産、死亡などに対する医師の診療（現物給付）や手当金（現金給付）のことをいいます。
- ・納付金
被保険者・事業主の皆様から納めていただく保険料のうち、高齢者医療制度等の医療費をまかなうために健康保険組合が負担する拠出金をいいます。
- ・財政調整事業拠出金
健康保険組合連合会が、各健保組合に交付する「財政調整事業交付金」の財源となる費用で、すべての健保組合が負担しています。収入科目の「調整保険料収入」から充てられます。

事業報告・その他

▶ 健康診断について

健康診断は、病気を早期発見することにより重症化・長期化を防ぎ、健康増進、医療費の抑制にもつながります。平成28年度は、前年度比横ばいの72.6%となりました。

◎年度別 受診者数・受診率

| | H24年度 | H25年度 | H26年度 | H27年度 | H28年度 |
|------|--------|--------|--------|---------|---------|
| 受診者数 | 8,447人 | 9,855人 | 9,522人 | 10,313人 | 10,513人 |
| 受診率 | 64.3% | 73.2% | 68.6% | 72.8% | 72.6% |

▶ 給付状況について

平成28年度は、総医療費が約25億円と、前年度比横ばいで推移しており、1人当たり医療費では約2,000円減と減少に転じました。組合員皆様の健康増進への取り組みが表れた結果といえます。

◎年度別 医療費の推移

| | H24年度 | H25年度 | H26年度 | H27年度 | H28年度 |
|-----------------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------------|
| 総医療費（千円） | 2,102,678 | 2,130,424 | 2,193,995 | 2,499,594 | 2,518,609 |
| 被保険者1人当たり医療費（円） | 160,155 | 157,494 | 158,046 | 176,975 | 174,202 |

▶ 健康増進の取り組みについて

理美けんぽでは、健康増進への取り組みとして以下2つの制度の活用を推奨しています。

★健康企業宣言（健康優良企業認定プログラム／参加型）

健康企業宣言は、企業全体として1年間健康づくりに取り組み、一定の基準をクリアした企業が健康優良企業の認定を受けられるプログラムです。企業イメージの向上や生産性の向上といったことにもつながりますので、是非ご活用ください。（理美けんぽも参加し、認定を受けました！）

★健診受診率優秀企業表彰（条件・要件型）

健診受診率優秀企業表彰は、事業所が基準受診率等を満たした場合の表彰制度で、健康増進企業として理美けんぽから表彰状を贈呈しています。2回目となる今回は、前回の60社を上回る80社が該当となり、8月に表彰状を贈呈いたしました。企業PR等に是非ご活用ください。

理美けんぽ通信 2017年秋号（2017年10月発行）

編集・発行：全日本理美容健康保険組合

所在地：〒103-0011 東京都中央区日本橋大伝馬町1-7
イトーピア大伝馬町ビル4F

連絡先：TEL03-6661-6106 FAX03-5652-5757

受付時間：月曜～金曜 8：30～17：00

ホームページ：http://www.ribi-kenpo.com/（パソコン・スマホ共通）

